

歯科初診料の注１に規定する基準について

当院では、歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師及びスタッフがおり、説明を実施しています。

- 1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な院内感染防止対策を講じています。
- 2) 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。
- 3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標榜予防策及び新興感染症に対する対策の研修を４年に１回以上、定期的に受講している歯科医師が１名以上配置されています。
- 4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。
- 5) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っています。
- 6) 年に１回、院内感染対策の実施状況等について、様式２の７により地方厚生（支）局長に報告しています。

歯科外来診療感染対策加算１について

当院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。